

徳島市立高等学校同窓会会則

第1章 総 則

第1条 本会は徳島市立高等学校同窓会と称する。

第2条 本会は母校愛の昇揚と会員の親睦を図るとともに母校の発展を援助することをもって目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 会員名簿の調製
2. 会員相互の連絡を図ること
3. 母校の教育発展に寄与すること
4. その他本会の目的を達成するために必要と認める事業

第4条 本会の事務所は徳島市立高等学校に置く。

第2章 会 員

第5条 本会は次の会員で組織する。

1. 通常会員
 - イ. 徳島市立高等学校の卒業生
 - ロ. 上記の学校に在学したもので理事会の承認を得たもの
2. 賛助会員
 - イ. 前項の学校の旧職員および現職員
 - ロ. その他特に本会の趣旨に賛同するもので理事会の承認を得たもの

第3章 役 員

第6条 本会の次の役員を置く。

1. 会 長 1名
2. 副会長 若干名
3. 監 事 2名
4. 評議員 若干名
5. 理 事 若干名

第7条 会長及び幹事は総会において選出し、その他の役員は会長が指名する。

第8条 役員任期は2年とし、重任を妨げない。

第9条 役員任期は次の通りとする。

1. 会長は本会を代表し会務を総理する。また会議の議長となる。
2. 副会長は会長を補佐し、会場が事故あるときはその職務を代行する。
3. 評議員は評議員会を構成して会務の議決にあたる。
4. 理事は理事会を構成して会務の執行にあたる。
5. 監事は本会の会計を監査する。

第10条 本会は役員のほか顧問を置く。母校の現校長および同窓会長を顧問とし、また、ほか総会の推薦により置くことができる。顧問は本会の重要事項について会長の諮問

に応じる。

第 11 条 母校在職中の理事の中から庶務及び会計を委託する。

第 4 章 会 議

第 12 条 本会の会議は総会と役員会とする。

1. 会議はすべて会長が招集し、決議は出席者の多数決による。
2. 総会は毎年 1 回開き会務および会計を議決する。ただし必要あるときは臨時総会を開くことができる。
3. 評議員会は必要に応じてこれを開き、理事会の提出する議案を決議する。
4. 緊急止むを得ないときは評議員会をもって総会に代えることができる。この決議事項は次の総会に報告して承認を求めるものとする。
5. 理事会は必要に応じてこれを開き、会務および会計に関する事項を立案審議する。

第 5 章 会 計

第 13 条 本会の経費は、入会金、寄附金およびその他の収入をもってあてる。

第 14 条 通常会員の入会金は 2,000 円とし、賛助会員からはこれを徴収しない。

第 15 条 本会の会計年度は毎年 1 月 1 日に始まり 12 月 31 日に終わる。

第 6 章 支 部

第 16 条 会員 5 名以上在住する県外地には、その会員の希望により、総会の承認を得て支部を置くことができる。

附 則

この会則は 1969 年（昭和 44 年）1 月 2 日から施行する。

2014 年（平成 26 年）1 月 2 日一部改正